

提出意見とこれに対する県の考え方

【「第４章 施策の展開」に関するもの】

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	p47 の「適正処理体制の確保」－「(３) 廃棄物の広域処理体制の確保」は、「(３) 産業廃棄物の広域処理体制の確保」の記載ミスではないか。	御意見を踏まえ、p47 本文の記載を修正しました。

【パブリック・コメントの実施方法等に関するもの】

No	意見の内容	意見に対する県の考え方※
2	募集期間が「12 月 10 日（水曜日）から 1 月 9 日（金曜日）」と年末年始＝世間一般多忙期を含むにもかかわらず 1 ヶ月、と言うのも不適切極まりないと考えます。今からでも期間再設定が必須と考えます。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等策定過程の中で決定しており、期間再設定の予定はありません。